

ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区

第 66 回地区年次大会議事規則

1. 336-C 地区第 66 回地区年次大会は大会に参加した地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した代議員資格証明書を、郵送により資格証明委員会に提出し、資格を確認されなくてはならない。
3. 大会議長（以下議長という）には地区ガバナー、大会副議長には第一及び第二副地区ガバナー、大会幹事には地区キャビネット幹事、大会会計には地区キャビネット会計がこれにあたる。議事運営委員会委員長および資格・証明委員会委員長にはリジョン・チェアパーソンがこれにあたる。地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー指名・選挙委員会（以下指名・選挙委員会という）委員長および委員は、地区役員以外の代議員があたる。議長はその他の大会役員を任命する。なお、大会副議長、大会幹事、大会会計、代議員会委員長はクラブ代議員でなければならない。
4. 議長は以下の委員会を設け、代議員の中から当該委員長、副委員長、委員ならびに顧問を任命する。
 - (1) 議事運営委員会
 - (2) 資格証明委員会
 - (3) 地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー指名・選挙委員会
5. 代議員の委員会の所属は議長がこれを定める。
6. 決議はすべて、郵送により投票した構成員全員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は議長の裁定するところによる。
7. 議案は、あらかじめ文書をもって地区ガバナー・キャビネットに提出する。同キャビネットは、それを検討の上、大会の議案を決定し、大会開催 2 週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、投票したすべての代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書にて議長に提出されなければならない。
8. 次期地区ガバナー、次期第一及び次期第二副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - a. 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
 - b. 過半数の得票者をもって、次期地区ガバナーとする。
 - c. 過半数の得票がなかった場合は空席が生じるものとし、国際付則第 9 条第 6 項(e)が適用される。
 - (2) 次期第一副地区ガバナーの選出
 - a. 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
 - b. 過半数の得票者をもって、次期第一副地区ガバナーとする。
 - c. 過半数の得票がなかった場合は空席が生じるものとし、国際付則第 9 条第 6 項(d)が適用され、地区(単一/準/複合)の会則および付則に従って補充される。
 - (3) 次期第二副地区ガバナーの選出
 - a. 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
 - b. 過半数の得票者をもって、次期第二副地区ガバナーとする。
 - c. 過半数の得票がなかった場合は、後日、再度投票を行う。
9. 別に定めない限り、議事手続きはロバート議事規則最新版による。